

《第5期計画：重点事業》

★ 給付・運営の適正化

(1) 介護給付費等適正化事業

・事業者指導（継続）

介護保険サービス事業者が介護保険法その他の法令・基準の規定を遵守し、利用者が安心して良質なケアの提供を受けられるよう事業者には指導及び助言等を行い、介護保険制度が適正に運営されることを目的とした事業です。

この指導を実施することにより、介護保険サービス事業者が円滑及び健全な運営を築けるように支援を行い、介護給付等対象サービス及び介護報酬の請求等に関する事項について適正な対応を周知し、改善の必要があると認められる事項については、適切な指導及び助言等を行い、継続的に良質のサービスを提供できるように事業者の育成を図ります。個別指導に関しては、市が指定を行っている「地域密着型事業所」を中心に指導していきます。集団指導については、市内の介護保険事業所を対象に行います。

・国民健康保険団体連合会情報の活用（新規）

国民健康保険団体連合会から送信される情報（給付実績）を活用し、介護報酬請求の適正化に努めます。この情報を活用することにより指導等の効率化を図ります。

・給付費通知（継続）

利用者が、自分の利用したサービスが適正に事業所から請求されているか確認するために、年2回「給付費通知」を利用者に送付します。

・福祉用具購入、住宅改修の適正化（継続）

利用者が購入した福祉用具や住宅改修が適正に実施されているか、現地を訪問し確認調査いたします。

・介護保険制度の周知（継続）

利用者に適正なサービスを受けていただくため、介護保険制度の周知等を行い、制度の理解、生活の支援となるように広報活動を展開し制度の充実を図ります。利用者が介護保険制度への理解を深め適正なサービスを受けることにより、給付費の抑制に繋がりたいと思います。

・災害対策（新規）

- (1) 東日本大震災等の大規模等の災害に備え、危機管理体制の再構築を各事業所に促し防災力の強化、利用者及び事業者の安全確保に努めます。（マニュアル再構築）
- (2) 災害時の利用者の安否確認等を図るため、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターを中心とした事業者間の連携強化と効率的な連絡網の構築に努めます。

・事業者間の連携強化（新規）

事業者間の情報共有を促進し、介護保険制度の円滑化を図り、利用者が安心した生活を送れるように連携の強化に努めます。